大阪市告示第1509号

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第１項第１号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和８年11月６日

大阪市長　　横　山　英　幸

法人の名称	法人の主たる事務所 又は事業所の所在地	寄附金税額控除の 対象期間
公益財団法人松井財団	大阪市西淀川区大和田五丁目４番14号	令和８年１月１日から 令和13年12月31日まで

（財政局税務部課税課）